



中小企業・小規模事業者向け 無料出張相談会

●山口県よろず支援拠点による出張相談会 回月曜日 所勤労福祉会館
申事前に電話で同拠点(☎083-902-5959)へ。

●山口県事業承継・引継ぎ支援センターによる出張相談会

回月曜日 所下関商工会館
申事前に電話で同センター(☎083-902-6977)へ。
※詳しくは、各申し込み先へ
問産業振興課(☎232-7214)

奨学金返還支援事業

奨学金の実返還額が最大60万円補助されます。
申令和4年3月に大学等を卒業予定の方=3月31日(木)までに申請を。※詳しくはQRコードから
問産業立地・就業支援課(☎231-1310)



職業訓練(介護福祉士養成科)

所高校卒業以上で正社員就職を目指す方 回4月11日から2年間
所下関福祉専門学校(小月茶屋三丁目)
申3月18日(金)までにハローワーク下関(☎222-4031 42#)へ。
問産業立地・就業支援課(☎231-1310)



自衛官等募集

●予備自衛官補(一般・技能)
所▷一般=18歳以上34歳未満の方
▷技能=18歳以上で国家資格を有する方(53歳未満、55歳未満など資格により異なる)
所▷待遇=教育訓練招集手当/日額8,200円
申4月8日(金)まで
●一般幹部候補生
所22歳以上26歳未満の方
申4月14日(木)まで
※詳しくは自衛隊下関出張所(☎223-3935)までお問い合わせを
問総務課(☎231-2413)

春季火災予防運動

各消防署で消防演習、住宅防火訪問、街頭広報などを行います。
防火行事の開催を希望する自治会は、最寄りの消防署や消防出張所に相談を。「おうち時間 家族で点検 火の始末」(2021年度全国統一防火標語)
期3月1日~7日
問消防局予防課(☎233-9113)

長府扇町第2運動場と向洋グラウンドが使用できなくなります

回使用できなくなる日=4月1日(金)
問▷長府扇町第2運動場=スポーツ振興課(☎231-2789)▷向洋グラウンド=公園緑地課(☎231-1933)

書き損じはがきの募集

未使用の官製はがきや年賀状、切手等を募金に換え、世界中で教育を受けられない人々のために使わせていただきます。
▷募集場所=生涯学習課(〒751-0830幡生新町1番1号)、各教育支所、各公民館
問生涯学習課(☎231-2054)

春休み エキマチックステージ

コーラス、音楽演奏、ダンスパフォーマンスなどのイベント
回3月27日(日)11時~16時 所日本セレモニーウォーク(下関駅前人工地盤) ※雨天の場合はシーモールホール(竹崎町四丁目)
問産業振興課(☎231-1220)

田中絹代ぶんか館のイベント

●名画劇場「はじまりのみち」
回3月6日(日)10時、14時
定30人(要予約・先着順)
申電話で田中絹代ぶんか館へ。
問田中絹代ぶんか館(☎250-7666)

考古博物館のイベント

所小学生以上(小学3年生以下は保護者同伴)
●勾玉づくり=回3月12日(土)
●土器文様ペンダントづくり=回3月19日(土) いずれも10時30分、14時
定各回10人(先着順) 料400円
申開催前日までに直接か電話で考古博物館へ。
所問考古博物館(☎254-3061)



土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムのイベント

●企画展「伝・三浦按針墓出土人骨とウィリアム・アダムス」
伝・三浦按針の墓から出土した人骨について、形質やDNAの調査結果を紹介します。
期5月29日(日)まで 料入館料
問土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム(☎788-1841)

納期限(3月31日)

▷国民健康保険料=10期分
▷後期高齢者医療保険料=9期分
▷介護保険料=10期分

3月の休場・休館日

●唐戸市場=回9・16・30日
問市場流通課(☎231-1440)
●新下関市場=日・水曜日、祝日
問青果市場室(☎256-0277)
●図書館=回7・14・21・25・28日
※中央図書館は25日(金)のみ
問中央図書館(☎231-2226)

3月の献血

場所	日にち	時間
ゆめシティ	5・12・26日	10時~12時 13時15分~16時
市役所本庁舎	18日(金)	10時~12時 13時15分~16時

※全日程400mℓ 献血限定
問保健医療政策課(☎231-1426)

青果市場の土曜日

回3月19日(土)10時~12時
所新下関市場
※詳しくは、新下関市場業者連合会事務局(☎256-1171)へ
問青果市場室(☎256-0277)

上下水道局の休日窓口

回土・日曜日 8時30分~17時 ※祝日を除く 所開栓、閉栓、料金支払い
所問上下水道局お客さまサービス課(☎231-3117)

ごみ出しに困っていませんか

ごみ出しが困難な世帯に対して、燃やせるごみの戸別収集を行っています。
所次の①~④のいずれかに世帯全員が該当し、ごみ出しが困難で、近隣の方等の協力を得ることが困難な世帯
所①65歳以上で要介護度2以上
②身体障害者1、2級(肢体不自由、視覚障害のみ)
③療育手帳A、B
④精神障害者保健福祉手帳1、2級
申電話でクリーン推進課へ。
問クリーン推進課(☎251-1194)